



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 5 4 4 号 令和 5 年 2 月 3 日 発行

目 次

【 告 示 】

番 号	表 題	担当課名
3 3	救急病院を定めた件	医療政策課 広域医療室
3 4	令和 4 年度狩猟免許試験を実施する件	鳥獣対策・ふるさと 創造課
3 5	土地改良区が解散した件	農山漁村振興課
3 6	公有水面の埋立ての免許の出願があった件	生産基盤課
3 7	道路の区域を変更する件	道路整備課
3 8	同	同
3 9	同	同
4 0	都市計画の図書の写しの送付を受けた件	都市計画課

徳島県告示第三十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、
救急病院として、次のとおり認定した。

令和五年二月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	所 在 地	認定が効力を有する期限
天満病院	徳島市蔵本町一丁目五番地一	令和七年八月三十一日
たまき青空病院	同 国府町早淵字北カシヤ五六番地一	同 十月三十一日
松永病院	同 南庄町四丁目六三番地一	同
三加茂田中病院	四 三好郡東みよし町加茂一八八三番地	同 十一月三十日
碩心館病院	小松島市江田町字大江田四四番地一	同 十二月二十二日

徳島県告示第三十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四十一条の規定により、令和四年徳島県告示第三百三十四号（令和四年度狩猟免許試験を実施する件）及び令和四年徳島県告示第四百三十号（令和四年度狩猟免許試験を実施する件）で公示したもののほか、令和四年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和五年二月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 試験の日時

令和五年二月十四日（火曜日）午前十時から

二 試験の場所

名西郡石井町石井字石井一六六〇

徳島県立農林水産総合技術支援センター

三 狩猟免許申請書の提出期間

令和五年二月三日（金曜日）から同月十日（金曜日）まで

四 狩猟免許申請書の提出先

徳島市万代町一丁目一

徳島県農林水産部鳥獣対策・ふるさと創造課

徳島県告示第三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十七条第一項第一号に掲げる事由によつて次の土地改良区が解散したので、同条第三項の規定により公告する。

令和五年二月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所の所在地及び名称 海部郡海陽町	解散認可年月日
海部西土地改良区	令和五年一月十七日

徳島県告示第三十六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、同法第三条第一項の規定により、その事件の要領を次のとおり告示する。

なお、同法第二条第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、徳島県農林水産部生産基盤課及び徳島県南部総合県民局県土整備部阿南庁舎において、令和五年二月三日から三週間公衆の縦覧に供する。

令和五年二月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 免許を受けようとする者

- 1 氏名又は名称 徳島県
- 2 住 所 徳島市万代町一丁目一番地
- 3 代表者の氏名 徳島県知事 飯泉嘉門
- 4 代表者の住所 徳島市南仲之町三丁目 県公舎

二 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

徳島県阿南市椿町谷ノ浦に位置する椿泊漁港（谷ノ浦地区）の既設マイナス三メートル岸壁前面の公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と6の地点とを結ぶ平成三十一年の春分の満潮位（D.L.プラス二・〇メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点 四等三角点小吹川原（北緯三三度五〇分四三・八八七三秒、東経一三四度四一分五九・八七七七秒）から二二四度四四分五二秒九七四・五九メートルの地点

2の地点 1の地点から一四度〇九分一二秒一三六・八七メートルの地点

3の地点 2の地点から二八四度一二分〇二秒五・八七メートルの地点

4の地点 3の地点から一九四度〇九分四三秒一三七・三二メートルの地点

5の地点 4の地点から一〇〇度五二分五三秒五・〇五メートルの地点

6の地点 5の地点から一二度〇六分三九秒〇・一〇メートルの地点

(三) 面積

八〇六・五五平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

徳島県阿南市椿町谷ノ浦に位置する椿泊漁港（谷ノ浦地区）の既設マイナス三メートル岸壁前面の公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と8の地点とを結ぶ平成三十一年の春分の満潮位（D.L.プラス二・〇メートル）における公有水面と陸地との境界線に

より囲まれた区域

1の地点 四等三角点小吹川原（北緯三三度五〇分四三・八八七三秒、東経一三四度四一分五九・八七七七秒）から二三度二八分五四秒八七一・〇〇メートルの地点

2の地点 1の地点から三五九度一六分〇七秒五九・四三メートルの地点
3の地点 2の地点から二八四度〇七分三七秒六〇・〇三メートルの地点
4の地点 3の地点から一九四度〇九分四三秒一三七・三三メートルの地点
5の地点 4の地点から一〇〇度五二分五三秒五・〇五メートルの地点
6の地点 5の地点から一二度〇六分三九秒〇・一〇メートルの地点
7の地点 6の地点から一〇〇度一四分五三秒一八・五八メートルの地点
8の地点 7の地点から二五度三七分三六秒三・五八メートルの地点

(三) 面積

七、七〇八・一六平方メートル

三 埋立地の用途 漁港用地（約八〇三・五四平方メートル）

水路用地（約三・〇一平方メートル）

四 出願の年月日 令和五年一月二十日

徳島県告示第三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和五年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年二月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

2 9		整理 番号	路線名	区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
徳島環状				徳島市川内町平石若宮二 九四番一地先から 同 鶴島一七二 番一地先まで		旧	五・〇〇二九・〇	三、四六一・七
新								

徳島県告示第三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和五年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年二月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理 番号		路線名		区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
3 2		山 山城東祖谷		同	同	新	四・〇〇〇・六 九・〇〇〇・六	一、四六五・一 五二七・八
				三好市池田町松尾大申一 九一番六地先から 同 一 三六番二地先まで	旧		四・〇〇〇・四六・九	一、四六五・一

徳島県告示第三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎鳴門総合サービスセンターにおいて、令和五年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年二月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

3 9		整理 番号	路線名	区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
徳島鳴門				鳴門市大麻町東馬詰字参 番越二五番一地从先から 同 字寅 開五二番一地从先まで	同			
					新			
				旧				
				一五・四〇・三	一六・二丁二八・九			
				二三〇・〇	二三〇・〇			

徳島県告示第四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年二月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 都市計画の種類及び名称

徳島東部都市計画地区計画 北島町中村地区地区計画

二 縦覧場所

徳島県県土整備部都市計画課